様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　４ 年　６ 月　７ 日現在

機関番号：３２６６５
研究種目：若手研究
研究期間：2020～2021
課題番号：２０Ｋ１３３０７

研究課題名（和文）カント『法論』が参照した法学文献の実証的特定

研究課題名（英文）Empirical Identification of the Legal Literature Referenced by Kant's Doctrine of Right

研究代表者
出雲　孝（IZUMO, Takashi）

日本大学・法学部・准教授

研究者番号：９０７７４５１３

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、18世紀ドイツの哲学者イマニュエル・カントが『人倫の形而上学』の法論において参照した法学文献を実証的に特定し、これによって当時の法学と哲学との学際的交流を明らかにするものである。その研究成果として、カントは当時の法学文献を幅広く渉猟しており、特定の法学者の見解から影響を受けていることが明らかになった。クリスティアン・トマジウス（1655-1728年）のような著名な法学者からの影響が確認された他、カール・ヴィルヘルム・ローベルト（1740-1803年）のような、現在では注目されていない法学者からの影響も確認された。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本研究成果の学術的意義は、哲学者イマニュエル・カントが『人倫の形而上学』の法論において参照した法学文献を特定し、当時の学際活動の一端を解明したことである。その法学文献の中には、現在ではあまり知られていないものも含まれていることが確認された。今後のカント研究にあたっては、調査対象となる文献を拡張する必要があると推測される。また本研究成果の社会的意義として、現代社会において学際研究の重要性が増している中、カントをひとつの手本として参照する可能性を提示することができた。

研究成果の概要（英文）：This study empirically identifies the legal literature referred to by the 18th century German philosopher Immanuel Kant in the Doctrine of Right of his Metaphysics of Morals, thereby revealing the interdisciplinary exchange between law and philosophy at the time. The results of the study reveal that Kant extensively consulted the legal literature of his time and was influenced by the views of certain jurists. Influences from prominent jurists such as Christian Thomasius (1655-1728) were identified, as well as influences from jurists such as Karl Wilhelm Robert (1740-1803), whose work is not currently the focus of attention.

研究分野：法思想史

キーワード：法思想史　法哲学　自然法　近世ドイツ　イマニュエル・カント　クリスティアン・トマジウス　所有　占有

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

１．研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景は、カント『人倫の形而上学』（1797 年）の法論に対して、学術的な注目が高まっていることである。カント『人倫の形而上学』の法論部分は、カントが自己の哲学的見解を織り交ぜつつ法学について論じたものである。近年、これに関する国内外の翻訳や解説書が出版されており、カントの法哲学および政治哲学に対する研究の蓄積が進んでいる。国内では、松本和彦『カントの批判的法哲学』（慶應義塾大学出版会、2018 年）を筆頭に、網谷壮介『カントの政治哲学入門：政治における理念とは何か』（白澤社、2018 年）、石田京子『カント 自立と法：理性批判から法哲学へ』（晃洋書房、2019 年）などがある。海外では、Lara Denis (ed.), *Kant's Metaphysics of Morals: A Critical Guide*, Cambridge : Cambridge University Press, 2010 の他、『人倫の形而上学』の英訳改訂版 Immanuel Kant, *The Metaphysics of Morals*, revised edition, translated by Mary Gregor, Cambridge : Cambridge University Press, 2017 も出版された。このように、カントの法哲学を解明する動きが国内外で活発化しており、これに法制史・法思想史の観点から知見を付け加えることは学術的に有意義な状況であった。

２．研究の目的

本研究の目的は、カントが法論を執筆するにあたって、当時の法学文献をどのように参照したのかを明らかにすることである。カントは法論において、わずかな例外を除き、どの法学者を参考にしたのかについて言及していない。このため、従来の先行研究においては、近世の著名な法学者、例えばグロチウスやプーフェンドルフと比較し、その異同を考察するという研究スタイルが一般的であった。しかしながら、カント自身が法学プロパーではない以上、法論の執筆にあたっては同時代の法学者の解説を参考にしたはずであり、その参照関係を解明することが法論の全体像を把握する上で必要不可欠であった。そこで本研究は、カント『人倫の形而上学』の法論部分の内、とりわけ「私のものとあなたのもの」との区別に焦点を当てて、カントが参照した具体的な法学文献の特定を試みた。

３．研究の方法

本研究は、以下の 2 つのステップを通じて、カントが参照した法学文献の特定を行った。第 1 のステップとして、カントが知っていた法学文献にはどのようなものがあるのかを確認した。これについては 2 つの手順で確認を行った。まず、カントが私蔵していた法学文献は、当然に彼が知っていたものと仮定した。次に、カントが講義で用いたゴットフリート・アッヘンヴァル（Gottfried Achenwall, 1719-1772 年）の『自然法』（第 5 版、1763 年）の中で参照されている文献は、カントも知っているものと仮定した。

第 2 のステップとして、カントがこれらの法学文献の中から、特定の学説を法論に取り込んだか否かを検討した。本研究では、以下の 2 つの条件が揃ったとき、カントは特定の法学者の説を採用したと推定した。第 1 の条件は、第 1 のステップにおいてカントが当該文献を知っていたと仮定されていることである。第 2 の条件は、その学説が当時の通説的見解と異なっており、カントが当該文献を参照したのでなければ、同一の結論に至ったとは考え難いことである。

以上の 2 つのステップを『人倫の形而上学』全体に適用するためには、膨大な作業が必要となるので、本研究は検討対象を 2 つのテーマに限定した。ひとつは、私法の基礎が「私のものとあなたのもの」との区別にあるという考えが、どこに由来したのかという問題である。もうひとつは、「私のもの」を取得する起源は先占にあるという考えが、どこに由来したのかという問題である。本研究課題の申請時点で、これらのテーマに関してカントが参照した可能性があると推測されたものは、以下の 2 つの文献である。

1. Christian Thomasius (Präs.), Johann Georg Franck (Resp.), *De dominio et ejus natura in genere intuitu juris Germanici privatae*, 1721.
2. Augustin von Leyser, *De jure privatorum circa occupationem*, 1727.

本研究では、これらの法学文献の読解と翻訳を通じて、カントが法学者たちの見解を法論に反映させたか否かを検証した。

４．研究成果

本研究の成果は、以下の 2 つである。

<u>①カントが参照した法学文献の実証的特定</u>

カントは法論において、「私のものとあなたのもの」との区別が私法の基礎にある、と説いている。研究代表者は、この表現が近世自然法論において一般的ではないことに着目した。本研究の方法に従い、カントが参照したと考えられる法学文献を精査・読解したところ、以下の 3 点が

明らかになった。

第1に、「私のものとあなたのもの」という表現は、クリスティアン・トマジウス（Christian Thomasius，1655-1728年）が主査を務めた学位請求論文 *De dominio et ejus natura in genere intuitu juris Germanici privati*（1721年）に登場しており、この学位請求論文はアッヘンヴァル『自然法』の中で参照されている。カントはこのテキストを講義において教科書として用いていたことから、この学位請求論文を知っていたと推定される。「私のものとあなたのもの」という区別が私法の基礎になることは、この学位請求論文において主張されていた。また、他の著名な近世自然法論者には見られない独自の学説であった。したがって、カントが法論において「私のものとあなたのもの」との区別が私法の基礎になると説いていることは、この学位請求論文からの影響であると推察される（引用文献1，p．563）。

第2に、カントが「私のものとあなたのもの」との区別を自己の法論に取り入れるにあたっては、同時代の他の法学者からの影響もあったことが明らかになった。とりわけルートヴィヒ・ユリウス・フリードリヒ・ヘプフナー（Ludwig Julius Friedrich Höpfner，1743-1797年）とカール・ヴィルヘルム・ローベルト（Carl Wilhelm Robert，1740-1803年）の影響が確認された（引用文献1，pp．573-568）。ヘプフナーの *Naturrecht des einzelnen Menschen der gesellschaften und der Völker*（第5版、1790年）は、カントの書斎に所蔵されていた文献であり、カントがこの著作を知っていたことは確実である。また、ローベルトの1784年の講演録は、ヘプフナーの前掲書において引用されているだけでなく、その内容がカントの法論における占有論と類似している。さらに、カント宛の書簡から、カントがローベルトを個人的に知っていた可能性も示唆されており、ローベルトの影響も間接的に実証された。

第3に、カントはこれらの法学文献を参照する上で、必ずしも法学に阿った見解を提示していたわけではないことも明らかになった。その例として、ラテン語の in genere と in specie の解釈が挙げられる。これらのラテン語は、法学と哲学とで異なる用いられ方がなされていた。法学では in genere が「種類において」、in specie が「個物において」を意味したのに対して、哲学では in genere が「類において」、in specie が「種において」を意味した。カントが自然法論の講義で用いていたアッヘンヴァルのテキストは、法学の用語として in genere を用いている。しかし、カントは『人倫の形而上学』においてこれを修正し、哲学の用語として in specie に置き換えている（引用文献1，pp．565-563）。カントは『人倫の形而上学』を当時の法学説の寄せ集めとして執筆したわけではなく、彼の哲学思想のもとで統一的に再構成しようとした痕跡が見られた。

なお、研究課題申請時には、Augustin von Leyser, *De jure privatorum circa occupationem,*（1727年）もカントによって参照された可能性があったけれども、本研究全体を通じて、これを確証することはできなかった。比較の結果、カントが他の法学者から影響を受けた余地を排除することができなかったからである。

<u>②カントが参照した法学文献の翻訳</u>

研究代表者は、カントが参照したと推測されるトマジウスの前掲学位請求論文およびその学位請求論文と関連するもうひとつの学位請求論文 Christian Thomasius (Präs.), Johann Conrad Nesen (Resp.), *De rerum differentiis intuitu juris Germanici privati*（1721年）を日本語に翻訳して公表した（引用文献2および3）。これらの翻訳においては、カントと当該学位論文との関係等について解説を行い、当時の学際活動の動向を明らかにした。

〈引用文献〉

1．Takashi Izumo, *The Influence of Christian Thomasius on the Private Law System in Kant's Doctrine of Right*, Nihon Hogaku Vol. 87., No. 2. pp. 584-562 (2021)

2．クリスティアン・トマジウス（著）、ヨーハン・コンラット・ネーゼン（著）、出雲孝（訳）「ゲルマン私法からみた物の差異について」日本法学86巻2・3号226-192頁（日本大学法学会、2020年）。

3．クリスティアン・トマジウス（著）、ヨーハン・ゲオルク・フランク（著）、出雲孝（訳）「ゲルマン私法からみた所有とその自然本性一般について」日本法学86巻4号112-82頁（日本大学法学会、2021年）。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計3件（うち査読付論文　3件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　3件）

１．著者名 Takashi Izumo	４．巻 87(2)
２．論文標題 The Influence of Christian Thomasius on the Private Law System in Kant's Doctrine of Right	５．発行年 2021年
３．雑誌名 日本法学	６．最初と最後の頁 584-561
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 出雲孝	４．巻 86巻4号
２．論文標題 翻訳 ゲルマン私法からみた所有とその自然本性一般について	５．発行年 2021年
３．雑誌名 日本法学	６．最初と最後の頁 112-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

１．著者名 出雲孝	４．巻 86巻2・3合併号
２．論文標題 翻訳 ゲルマン私法からみた物の差異について	５．発行年 2020年
３．雑誌名 日本法学	６．最初と最後の頁 226-192
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 －

〔学会発表〕　計1件（うち招待講演　0件／うち国際学会　0件）

１．発表者名 出雲孝
２．発表標題 近世自然法論における所有の幾何モデルと推論モデル：幾何学的直観が所有において果たす役割とその限界の再検討
３．学会等名 日本法哲学会
４．発表年 2020年

〔図書〕　計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

７．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関